

第 40 号議案

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

不妊治療助成対象者の範囲を拡大し、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図りたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例（平成18年豊後大野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「（いずれも体外受精、顕微授精及び手術的精子回収術を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。